

上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月24日

上尾市教育委員会

教 育 長                      西 倉   剛

上尾市教育委員会規則第5号

上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市学校給食実施条例施行規則（令和7年上尾市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（学校給食費の額の特例）

- 9 小学校に係る学校給食費負担者（児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者を除く。）から令和8年3月分に係る学校給食費を徴収する場合における第4条第1項第2号及び第3項第2号の規定の適用については、同条第1項第2号中「5,000円」とあるのは「5,700円」と、同条第3項第2号中「300円」とあるのは「310円」とする。
- 10 中学校に係る学校給食費負担者（児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者を除く。）から令和8年3月分に係る学校給食費を徴収する場合における第4条第1項第4号及び第3項第4号の規定の適用については、同条第1項第4号中「5,950円」とあるのは「7,000円」と、同条第3項第4号中「360円」とあるのは「380円」とする。

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。